

令和4年度「青森市中央デイサービスセンター」に係る事業報告書等評価結果

青森市中央デイサービスセンターについては、社会福祉法人青森市社会福祉協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和4年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年7月10日

施設名	青森市中央デイサービスセンター
設置目的	老人福祉法第15条第2項の規定に基づき、高齢者の在宅福祉の向上を図ることを目的とする。
所在地	青森市本町4丁目1番3号（青森市福祉増進センター「しあわせプラザ」内）
指定管理者	【名称】社会福祉法人 青森市社会福祉協議会 【代表者】会長 成田 幾末 【住所】青森市本町4丁目1番3号
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

評価項目	検証結果	評価結果	
		適正	要改善
管理について	利用者の利便性に配慮した施設の運営・維持管理に努め、職員の配置、職員の研修、施設・設備の維持管理、防犯・防災・緊急時の対応、個人情報の保護、環境保全・負荷低減の取組について、適正に実施している。	○	
運営について	社会福祉法人利用者負担軽減制度事業による低所得者の負担軽減や、利用者及び家族へのニーズ把握のためのアンケート調査、施設のPRを行うなど、市民の平等な利用の確保、利用者等の要望の把握と反映、サービスの向上、利用率の向上に努めており、適正かつ効果的な運営を行っている。	○	
事業実施結果について	個々の利用者の状態に適切に対応した計画の作成及び個別機能訓練の強化を図り、要支援・要介護状態の予防及びその状態の維持・改善に努めている。	○	
収支決算書について	収支決算書は適正な内容であり、収入支出ともに適正に処理されている。	○	

【総合評価】

管理運営、事業実施、収支決算について適正に実施されている。
利用者個々のニーズの把握に心がけ、利用者本位のサービス提供に努めており、今後も更なるサービス向上に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】青森市福祉部介護保険課
【電話】017-734-5365（直通）
【メール】kaigo-hoken@city.aomori.aomori.jp